

神戸港発着クルーズへの誘客促進事業 補助金交付要綱

令和6年4月1日 港湾局長決定

令和7年4月1日 改正

(通則)

第1条 神戸港発着クルーズへの誘客促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、神戸港発着クルーズと飛行機や神戸市内の宿泊を組み合わせた募集型企画旅行の催行に要する経費に対して支援を行うことで、神戸港発着クルーズへの誘客を促進し、神戸港を発着するクルーズ船の利用拡大と神戸港の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

クルーズ：船内での1泊以上の宿泊を伴い、寄港地での観光等だけでなく船内での余暇活動の提供を目的として運航される客船（原則、フェリー等の定期航路事業は除く。）による船旅。

神戸港発着クルーズ：クルーズの起点または、終点到神戸港が含まれるクルーズ。

フライ&クルーズ企画：神戸港発着クルーズと飛行機を組み合わせた企画旅行商品。飛行機の利用については、往復利用だけでなく、往路のみ、復路のみの場合も対象。

乗船前下船後宿泊企画：神戸港発着クルーズの乗船前もしくは下船後に神戸市内の宿泊施設での宿泊を組み合わせた企画旅行商品。

(対象者)

第4条 補助事業の対象となる者は、神戸港発着クルーズを含む旅行商品を販売する旅行会社（関係法令に適合する資格を有する法人又は団体。以下「旅行商品造成者」という。）、その他市長が認める者とする。

(対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費は、旅行商品造成者等が実施する神戸港発着クルーズを含む募集型企画旅行の催行に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 神戸空港もしくは関西国際空港(国際便)を利用するフライ&クルーズ企画の催行にかかる広告宣伝費用

(2) 乗船前下船後宿泊企画の催行にかかる宿泊費用

2 交付申請を受け付けた年度の前年度に支出した経費を含むものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額とする。

(1) 神戸空港もしくは関西国際空港(国際便)を利用するフライ&クルーズ企画の催行にかかる

広告宣伝費用

1 件につき対象経費の 1/2（上限額：10 万円）を補助する。

※消費税及び地方消費税の還付を受ける場合は、対象経費は消費税抜きの金額。

(2) 乗船前下船後宿泊企画の催行にかかる宿泊費用

1 件につき上限額を 15 万円とし、以下のとおり補助する。

催行人数	1 人～10 人の場合	1 人あたり 3,000 円
	11 人～20 人の場合	1 人あたり 4,000 円
	21 人以上の場合	1 人あたり 5,000 円

(対象要件)

第 7 条 対象要件は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 当該旅行商品の募集広告を行うこと。
- (2) 神戸市が実施する対象経費にかかる他の補助金等を受けていないこと。
- (3) 当該年度内に申請企画の催行実績があること。
- (4) 1 クルーズあたり 1 回までの申請とする。

(交付申請)

第 8 条 補助金の交付を申請しようとする旅行商品造成者（以下「申請者」という。）は、補助金規則第 5 条第 3 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次の各号に定める書類を、当該企画旅行の催行後 2 週間を目途（1 か月以内）に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 補助事業実績報告書（様式第 2 号）
- (3) 事業の実施状況及び事業の経費を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 9 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、補助金額を確定し、補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等不交付決定通知書（様式第 4 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第 10 条 市長は、前条による交付決定後、速やかに補助事業者等の振り込み指定口座に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、補助金規則第 19 条に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 5 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類等の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、証拠書類及びその他補助事業の実施に係る関係書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

3 市長は、必要があるときは、補助事業者に対し前項の帳簿及び書類の提出を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この交付要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この交付要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第5条の対象経費は、令和7年4月1日以降に支出した経費のみを対象とする。

神戸港発着クルーズへの誘客促進事業
補助金交付申請書

神戸市長宛

住所
団体名
代表者名
電話番号

（振込先口座）

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）	
口座番号				
口座名義（カナ）				

※口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

下記補助金の交付について、申請します。

記

ツアー名称	
補助金等の額	
算出の基礎	・添付資料のとおり
添付資料	・補助事業実績報告書(様式第2号) ・事業の実施状況及び事業の経費を証する書類
神戸市が実施する対象経費にかかる他の補助金を受けているか (該当するものに○、「はい」の場合は補助の対象とならない)	はい ・ いいえ

※表中「補助金等の額」は、以下のとおり算出し合計額を記載すること。

- 神戸空港もしくは関西国際空港(国際便)を利用するフライ&クルーズ企画の催行にかかる広告宣伝費用
1件につき対象経費の1/2（上限額：10万円）
- 乗船前下船後宿泊企画の催行にかかる宿泊費用
1件につき上限額を15万円とし、以下のとおり
1人～10人の場合 1人あたり3,000円 11人～20人の場合 1人あたり4,000円
21人以上の場合 1人あたり5,000円

令和 年 月 日

神戸港発着クルーズへの誘客促進事業
補助事業実績報告書

下記事業について、その実績を報告します。

記

ツア－名称	
企画実施年月日（期間）	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
客船名	
客船入港場所	
出発空港	
到着空港	
利用便	
利用宿泊施設	
補助金の額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・旅行行程表 ※任意様式・広告（写し可）・当該補助事業に関し事業者等へ支払ったことを証明する書類（写し可）・乗船前下船後宿泊企画の場合は、宿泊人数を証する書類（写し可）・参加者概要（市町村名/参加人数/性別内訳など） <記載例> 兵庫県神戸市 ○名（うち、男性○名 女性○名） 大阪府大阪市 ○名（うち、男性○名 女性○名）

※ 支払い先が複数ある場合、支払いが証明できるものを全て添付すること。

様式第3号（第9条関係）

（公印省略）
神港振第号
令和年月日

神戸港発着クルーズへの誘客促進事業
補助金交付決定通知書

（申請者名）様

神戸市長

令和年月日付で申請のあった事業については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

ツアー名称	
補助金の交付対象事業及びその内容等	補助事業交付申請書（様式第1号）、補助事業実績報告書（様式第2号）に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	・申請者は、補助金規則及び補助金交付要綱に従うこと。

様式第4号（第9条関係）

（公印省略）
神戸港振第号
令和 年 月 日

神戸港発着クルーズへの誘客促進事業
補助金不交付決定通知書

（申請者名） 様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 ツアー名称

2 不交付とした理由

様式第5号（第11条関係）

（公印省略）
神港振第 号
令和 年 月 日

神戸港発着クルーズへの誘客促進事業
補助金交付決定取消通知書

（申請者名） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 神港振第 号で交付決定した事業については、下記のとおり
交付決定を取消したので通知します。

記

ツア一名称	
補助金の額	円
取消しの理由	